

仕様書

吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・ら（以下「むいかいち温泉ゆ・ら・ら」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲は、この仕様書による。

1 運営方針

指定管理者はむいかいち温泉ゆ・ら・らを管理運営するにあたり、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 地方自治法、吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・ら設置条例（以下「条例」という。）をはじめ募集要項・関係法規の遵守に掲げる法令の内容を十分に理解し、むいかいち温泉ゆ・ら・らの設置理念に基づいた管理運営を行うこと
- (2) 公の施設であることを念頭におき、特定の個人や団体に有利又は不利になる取り扱いをしないこと
- (3) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減及び省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと
- (4) アンケート等を実施し、利用者の意見・要望を管理運営に反映させること
- (5) 個人情報の適切な管理を行うこと
- (6) 吉賀町と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと

2 管理の基準

(1) 主な管理項目とその基準

➤建物等に関すること

○施設点検、管理 定期

・草刈 随時

・低木等の伐採 随時

・コウヤマキ自生林遊歩道（接続部）等の緑地の管理 随時

・その他

○設備点検、保守 定期

○簡易な修繕・補修（工事費 10 万円未満） 随時

○その他

➤事業に関すること

事業について協議により変更することができる。

○入浴受付等 随時

○宿泊

○レストラン、宴会

○プール（休止）

○その他

施設及び駐車場が災害時の避難場所となっている

➤団体に関すること

○経理 随時

○関係法令等

○その他

➤保守管理契約及びリース契約等について（参考）

（保守契約に関するもの）ボイラー点検、防火戸点検、配管高圧洗浄、消防設備法定点検、機械警備監視業務、防火対象物点検、ねずみ昆虫等防除点検、グリスアウト、源泉槽清掃、従業員寮浄化槽保守点検、フロントシステム年間保守契約、特殊建築物調査、地下タンク漏洩検査、ボイラー煤煙排ガス測定、電気保安業務、デマンド管理業務、空調点検等

（リース契約に関するもの）タオル、ゆかた、コピー機、ホームページ作成ソフト、節水装置、監視カメラ、省エネランプ等

（その他）NHK 受信料、CATV 利用料等

(2) 備品の管理

指定管理者は、施設内にある備品を保管・整理し、購入及び廃棄等の異動については町に報告する。

(3) 再委託の禁止

指定管理者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

3 管理の体制

施設の管理に関して、消防計画の内容を十分理解し、実施すること。なお、緊急時に備えて自衛消防隊組織を作ること。

4 業務の内容

- (1) むいかいち温泉ゆ・ら・らの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 住民の健康増進と交流促進に努めること。
- (3) 地域資源を活用するための研修に活用し、都市交流等活性化に努めること。
- (4) 地域資源や施設を活かしたヘルスツーリズム等の推進に努めること。
- (5) 利用料に係る業務

条例第6条第2項に基づき、利用料の額を設定し、事業計画及び収支予算の算定基礎とすること。

ア 利用料の収受

利用料を収受すること。指定管理者が必要と認めた場合は、後納の取り扱いも可能である。

なお、利用料は指定管理者の収入となる。

イ 利用料の減免

指定管理者は、条例第7条第2項に基づき、利用料の減免をすることができる。なお、減免で生じる減収にかかる補填は行わないものとする。

5 管理の範囲

別紙に示す範囲はあくまでも概略図であり、現地と設備の配置等が異なることがあるため注意すること。

6 その他

指定管理者は、この仕様書に定めるもののほか、業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じたときは、町と協議し決定する。